

第6回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」

平成30年6月15日
午後2時～3時30分
協会 第1会議室

次 第

SDGsに貢献する金融商品に関する呼称の統一及び証券会社向けマニュアル等について

以 上

第6回
貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会

**SDGsに貢献する金融商品に関する呼称の統一
及び証券会社向けマニュアル等について(案)**

平成30年6月15日
日本証券業協会

1. 呼称の統一について

SDGsに貢献する金融商品(特に債券)の具体的な呼称の案として、以下の意見が寄せられた。

「SDGs」への賛成意見:7社

(主なコメント)

- ・広く包括した概念という観点で、より市場関係者のイメージに合致する。「SDGs債」とすることによって、SDGsの認知度アップが期待できる
- ・幅広くSDGsの要素を組み入れつつ、将来的に債券以外の金融商品に応用が可能
- ・「SDGs」等のように比較的広い概念で呼称をつけていくのがよい

「ESG」への賛成意見:3社

(主なコメント)

- ・近年の新聞や雑誌等で用いられる頻度の高さに鑑み、「ESG」で統一すれば良い
- ・既に金融業界では「ESG投資」が認知されているので、「ESG債」が有力
- ・広く包括した概念という観点で、より市場関係者のイメージに合致する。ESGの概念は既に広く浸透している

「サステナブル」への賛成意見:2社

(主なコメント)

- ・日経ESGプロジェクトにてサステナブル投資という表現を使っていた。日本語としても定着し易い
- ・幅広くSDGsの要素を組み入れつつ、将来的に債券以外の金融商品に応用が可能

その他の意見:2社

(主なコメント)

- ・新聞記者等のメディアの意見をヒアリングし、使い勝手や受容性の観点も確認した上で決定するのがよい
- ・投資家の立場に立てば、日本語で分かり易い呼称がよい。例えば「社会貢献債～みんなのスマイル債～」など

統一呼称の債券以外への拡張や今後の進め方について、以下の意見が寄せられた。

まずは債券についての整理を優先させる:2社

- ✓ 債券市場への浸透をまずは優先していくことがよい
- ✓ まずは、債券での議論を先行させ、統一呼称の浸透が図れれば、他の商品への波及効果も見込める

債券以外にも拡張する:2社

- ✓ この呼称は債券以外にも、ESG投資、ESG関連株、ESG銘柄、ESG投信等、慣用句として業界で常用を図れば良い
- ✓ 統一呼称を債券以外にも拡張されたものとする事で、SDGsに貢献する金融商品が一般により広く普及することに資する

その他のコメント

- ✓ 証券業協会としての案を公表する(公表前に必要に応じ外部専門家から意見聴取)。公表後に、外部団体、有識者、専門家からの意見も踏まえ、来年以降も呼称あり方について検討を続ける

1-2. 呼称の統一について(案)

呼称の統一に関する考え方

- ◆ SDGsに貢献する金融商品の普及のため、業界としての統一呼称には「SDGs」を用いる。
- ◆ 詳細な定義、会員における使用方法等については後述のWGにて検討する。

「SDGs」を用いる理由、背景

- ◆ SDGsは幅広い課題の解決に向けた包括的概念
 - ◆ 統一呼称の対象であるグリーンボンド、ソーシャルボンド等はSDGsのいずれかの目標に資する
 - ◆ 今後、新たな種類のプロジェクトに係る債券の発行にも対応可能と考えられる
 - ◆ 証券会社の役職員のSDGs自体の認知度・理解度の向上に資する
 - ◆ 証券会社の顧客(個人、企業等)のSDGs自体の認知度向上にもつながる
 - ◆ 本分科会は、証券業を通じたSDGsへの貢献を目的とする
 - ◆ 一般社会におけるSDGsの認知度向上に伴って、SDGsに関心のある層(投資未経験層を含む)による投資促進につながる
 - ⇒投資家層の拡大
 - ⇒発行体の拡大
- 【留意事項】海外では既に「SDGs債」と称して発行された事例がある
(例)国際復興銀行:SDGs関連インデックスに連動する債券
HSBC:SDGs達成に資する投融資を用途とする債券

呼称の統一に係る背景 (第5回分科会資料1より抜粋)

- SDGs達成のための大きな課題の一つとして、深刻な資金不足があり、民間資金の導入が求められている。
⇒証券業界が本業とする資金過不足の調整機能の発揮が期待されている。
- 他方、SDGsに貢献する金融商品については多様な呼称が使われており、その定義も各社によって異なることから、個人を含む投資家や販売側(外務員)の理解度・認知度の向上を妨げる一因となっている。
- これらSDGs達成に資する投資の促進のため、分かり易く統一した用語が使用されることが望ましい。

呼称の範囲(商品)について

- ◆ まずは、**債券**(資金用途指定債券)をターゲットとする。⇒「SDGs債」※
 - ✓ 資金用途が明確又は限定可能であり、SDGsへ貢献するものを特定しやすい
 - ✓ 証券業界における検討で迅速に対応可能
- ◆ その後、呼称の浸透状況に応じて、**他の商品(株式、投資信託)への拡張**を検討する
 - ✓ 債券における呼称がある程度浸透した後であれば、他の商品の呼称としても一定の普及効果が見込まれる
 - ✓ 株式、株式型投資信託の場合、債券と比べ、SDGsへの貢献度、インパクトの評価が難しいため、評価手法等のプラクティスが定着したのち、統一呼称の検討を行うことも考えられる
 - ✓ 他業界(投資信託協会等)との連携

※「SDGs債」の使用については、国際連合に確認中。

呼称の活用について (第5回分科会資料1より抜粋)

- 会員証券会社は、顧客に対する分かりやすさ、認知度向上の観点から、可能な限り統一呼称等を用いて、勧誘、販売等を行うことが望ましい(目論見書、販売用資料への記載などが考えられる)。
- 日証協は、当該用語または呼称が広く一般に浸透するよう、周知のための施策を行う。

「SDGs債」の定義として考えられるもの

- ◆ その調達資金がSDGs達成に資するプロジェクトのために使われ、それが目論見書等に明記されること(ICMA原則(調達資金の用途)と同様)
- ◆ プロジェクトが、環境、社会その他SDGs達成に向けた明確な効果、便益をもたらすこと(ICMA原則(調達資金の用途)と同様)
- ◆ 上記について発行体の評価があること(ICMA原則(調達資金の用途)と同様)
- ◆ 調達資金が適切な方法で発行体によって追跡されること(ICMA原則(調達資金の管理)と同様)
- ◆ 債券であり、その種類については、ICMA原則に準拠し、次の4類型が考えられる。
 - ① 標準的債券:発行体への遡及性を有する標準的な債券。
 - ② レベニュー債:発行体への遡及性を有しない債券で、債券の信用の源泉は、対象となるプロジェクトからの事業収入や使用料、税金などの将来に見込まれるキャッシュフローであり、債券により調達された資金の用途は、信用の源泉との関係の有無を問わないプロジェクトとなる。
 - ③ プロジェクト債:一つまたは複数のプロジェクトに係るプロジェクトボンドで、発行体への潜在的な遡及性の有無に関わらず、投資家は当該プロジェクトのリスクに直接晒される。
 - ④ 証券化債:一つまたは複数の具体的なプロジェクトを裏付け資産とする債券で、カバードボンドやABS、MBS、その他の仕組商品を含むが、これらに限定されるものではない。投資家にとっての一義的な償還原資は一般的に裏付け資産からのキャッシュフローとなる。このタイプの債券には、例として屋根型太陽光発電資産や省エネ設備のABSが含まれる。

(注) 新設のWG(後述)にて改めて検討することとする。

「SDGs債」の定義に関する論点として考えられるもの

以下の特徴を有する債券にも範囲を広げるべきかどうか。

- ◆ 資金用途は限定されていないが、当該発行体の包括的な取組みがSDGs達成に資するもの

【論点】

- ① 発行体の取組みがSDGs達成に資するか否かの判断(評価)が困難
 - ✓ 効果測定に関する議論が世界的にも不十分
 - ✓ 判断基準によってはほぼすべての債券がSDGs債となってしまう(SDGs達成へのインパクトが小さい債券が取り込まれることで統一呼称の意義が低下する)可能性がある
- ② 発行体の当該取組みと債券による調達資金の関連の評価が困難
 - ✓ 債券による調達資金が当該取組みに充当されない場合もありうる

⇒以上の論点も踏まえ、本分科会で呼称を統一する「SDGs債」については、SDGs達成に貢献することが明らかなもの(資金用途が限定されているもの)を対象とし、資金用途が限定されていない(SDGsに貢献するプロジェクトに充当されない)ものは対象外としてはどうか。

(注) 新設のWG(後述)にて改めて検討することとする。

【参考】SDGsとESG投資、インパクト・インベストメントの関連

投資対象ベースでの関連

イメージ

SRI (社会的責任投資)



・倫理的な排除

ESG投資



- ・インテグレーション
- ・ポジティブスクリーニング
- ・議決権行使／エンゲージメント
- ・ネガティブスクリーニング

・ESG債≒SRI債≒社会貢献型債≒テーマ債(への投資)



SDGs債の範囲(案)

・ソーシャル
インパクト
ボンド

ESGファンド≒SRIファンド≒社会貢献ファンド≒
テーマ型ファンド(への投資)

インパクト・
インベストメント

発行体の包括的な取組みがSDGsに貢献すると評価されるが、資金使途が指定されていない債券については「SDGs債」の範囲外

1-2. 呼称の統一について(案)

総称	分類	資金使途(対象プロジェクト)	例
SDGs債	グリーンボンド		
		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー エネルギー効率 汚染防止および管理 生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 陸上および水生生物の多様性の保全 クリーン輸送 持続可能な水資源および廃水管理 気候変動への適応 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス 地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング その他 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンボンド ウォーターボンド インフラボンド 農業ボンド
	ソーシャルボンド		
		<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな価格の基本的インフラ設備(例:クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関) 必要不可欠なサービスへのアクセス(例:健康、教育及び職業訓練、健康管理、資金利用と金融サービス) 手ごろな価格の住宅 中小企業向け資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果の活用を含めた雇用創出 食の安全 社会経済的向上とエンパワーメント その他 	<ul style="list-style-type: none"> ウーマン(ジェンダー)ボンド ワクチン債 ウォーターボンド インフラボンド 教育、EYEボンド 農業ボンド 食糧安全保障債
	サステナビリティボンド		
		<ul style="list-style-type: none"> グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方へあてられるもの 	
	上記3つに当てはまらないがSDGsに貢献するプロジェクト		

※ 上記の資金使途(対象プロジェクト)はICMAの各原則(2017年)に記載されているものであるが、「SDGs債」は、これらに限定されるものではない。

2. 証券会社向けマニュアル等について

第5回分科会にて提示した案(A-1、A-2、B)に対して、それぞれ以下のとおり意見が寄せられた。

案A-1:引受・販売を行う際の実務マニュアル(申し合わせ)

×案A-1に関しては引受会社としてESG債券を引受する時のみに適用されるプリンシプルと考えるのか、もしくは事業資金全般を調達する時に検討すべきプリンシプルなのか、議論が十分なされていないという印象。前者のみと限定する場合に、ESG債券か、非ESG債券かの区別はどのように行うのか等も課題。評価機関によるセカンドオピニオンも単にプロジェクトがグリーンであるか、否か、のみを見ているわけではなく、プロジェクトによる社会的影響、コンフリクトの可能性も含めてセカンドオピニオンが形成されている。後者の場合も含め、**証券各社が必要とされるアセスメント、判断に関して対応できるかはもう少し検討する必要があるのではないか。**

△現在基本的なフレームワークさえできておらず、まずは発行体/投資家共に安心できるガイドラインの作成が急務。PR効果よりも**まずは実務面でのガイドライン**を誰かがイニシアティブをとって作成することが優先。

○引受・販売についての実務は各社のポリシーに基づいて行うものではあるが、証券業協会としての**ベストプラクティスとして包括的なもの**を用意することについては特に問題ないものと理解する。但しその策定においては各社の意見を反映して頂きたい。

○一般論として、「引受時に発行体に確認すべき事項」を**実務マニュアルのレベル**で整理しておくことは必要ではないか。

第5回分科会にて提示した案(A-1、A-2、B)に対して、それぞれ以下のとおり意見が寄せられた。

案A-2:引受・販売を行う証券会社役職員への啓発資料

- 啓発資料ということであれば特に異を唱えるものではない。尚、発行体の啓発にも活用できる可能性をメリットとする内容であれば、「インパクト投資」は**発行体も含めての取組みであるということ**を明確にした内容としていく必要がある
- 案A-2での対応が適当。内容については、あくまでも**販売マニュアル**程度で十分であり、必要な場合は、ICMAによるグリーンボンド/ソーシャルボンド原則を参照する、という運用がESG要素をもつ金融商品の発展にとっては適した対応である
- 案A-2を優先して取組む課題とすべき。**まずは証券業界で統一した意義や重要性を定め、啓発資料を通じて社員に浸透させていく**ことから始めていくことがよい
- 案A-2を進め、JSDAの事務局と分科会が主体となり、**実務マニュアルと共に証券会社役員および顧客向け啓発資料**を作成する。また、SDGs浸透の一助として、証券業協会主催イベント等で広く発信していく。
- 案A-2を基準としてできる範囲で案A-1にと理解。
- まずは、案A-2のみを進めていくのがよい。**証券業界としてESGへの取組みを啓発する機会**として活用できると考えられ、今後ESGの視点を証券会社のビジネスに活かすスタート地点として適切。
- 証券業界のみならず広く関係者を巻き込んだ検討を行なうことで実効性を高められるが、**実務的に前進させるためにA-2案のとおり、まずは証券業界での浸透を図る必要がある**。
- 証券会社役職員の**認識・理解の向上**がなければ、顧客に対してSDGsの説明を行うことはできない。社会貢献に活用される資金調達の一翼を担うことに加え、投資を通じて社会全体にSDGsを浸透させていくことも重要な役割。また、SDGsを理解していない役職員がSDGsを販売すること自体に違和感を感じる。リテール顧客まで(世の中全体への周知)広がるようなガイドラインがあるとよい。

第5回分科会にて提示した案(A-1、A-2、B)に対して、それぞれ以下のとおり意見が寄せられた。

案B:ソーシャルボンドに関するガイドライン

- △短期的にはAを進めつつ、**中長期的にBへの取組みを図っていく**ことが良い。JSDAの位置づけを欧州におけるICMAと同様とするという前提で、幅広いプロダクトについて横断的にカバーしていくことは望ましい。現状、環境投資については環境省が積極的に取り組んで頂いているが、今後、SDGsに関して様々な金融商品が想定される中、環境省のみで対応は不可能だと思われ、何らかの上部団体のかかわりが必要。
- △**来年以降**、案Bとして、証券業界のみならず広く市場関係者にリーチアウトしながら、**さらに発展**させていく。
- マーケット全体での底上げを目指すのであれば、案Bまで取り組むのが望ましい。国内での対応が未着手であったソーシャルボンド等のICMA原則に則ったガイドライン策定は、**発行促進のインパクトも見込め、特に有意義**。
- 魅力的なガイドラインと柔軟な枠組みの策定のために案Bを選好。(将来的に金融商品が拡充されることも鑑みて)

○・・賛成意見、△・・中長期的課題、×・・更に検討が必要

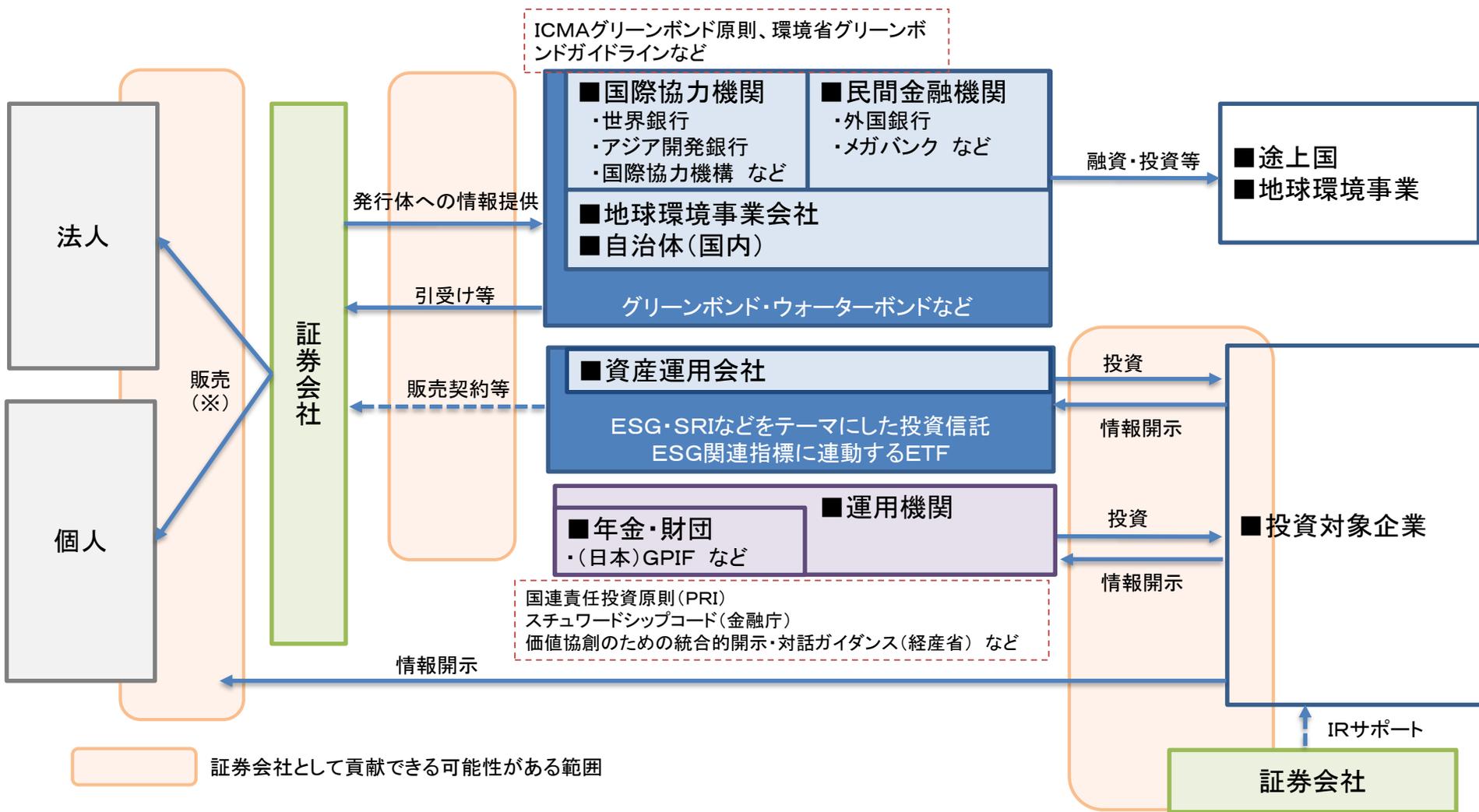
意見照会結果を踏まえた対応案

- ✓ 意見照会の結果を踏まえ、**まずは、会員証券会社の役職員への普及・啓発や、投資家の認知度の向上を目的とした資料(案A-2)として「SDGsに貢献する金融商品に関する手引き」(仮)を作成してはどうか。**
⇒業務を通じて発行体や投資家と接する立場にある証券会社の実務担当者から成る新規会議体「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」(仮)において検討を行うこととしてはどうか。
- ✓ 引受・販売の実務マニュアル(案A-1)については、上記WGにて**証券会社に必要とされる事項を整理**し、包括的なベストプラクティス等を作成する余地について中長期的に検討してはどうか。
- ✓ **ソーシャルボンドに関するガイドライン(案B)**については、様々な商品への対応や今後の発行促進という観点から重要性・有効性が高いが、委員の意見を踏まえ、上記手引き(仮)について整理がなされたのち、上記WGにおける**中長期的な課題として**、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの国内市場の拡大を踏まえて**継続的に検討**してはどうか。

- SDGsに貢献する投資の普及に向けた実務対応の状況について(第5回分科会資料1より抜粋)
- ✓ ICMAよりグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインが公表されており、環境省よりグリーンボンドガイドラインが公表されている。
→これらは、いずれもある種の調達資金用途指定債券の発行体向け指針と言え、引受・販売業者として実務において参照するような手引き、マニュアルは未整備。
- ✓ また、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドについては、国内での対応が未着手であり、発行体もJICA(国際協力機構)等に限られている。

2-2. 証券会社向けマニュアル等について(案)

【参考】社会的課題解決に向けた証券会社の取組みと役割



(※) 委託売買、募集・売出しの取扱いを含む。

マニュアルの目的

1. 証券会社の**役職員**におけるSDGsに貢献する金融商品(投資)の認知度・理解度の向上
2. **顧客(投資家、企業等)**への普及を通じたSDGsに貢献する金融商品市場の拡大
3. 一般社会への浸透により、**投資未経験のSDGs関心層**の投資行動を促進する

マニュアルの構成(案)

(注) 構成及び内容については新設のWGにて改めて検討することとする。

1. SDGsと証券市場の関わりについて
 - ・ 広範な環境・社会的課題の解決を目指すSDGsにおいて、資金不足が深刻な問題であること
 - ・ 証券業を通じた資金過不足の調整機能の発揮が期待されていること
2. 定義
 - ・ SDGs債等の定義を記載
(本分科会で取りまとめた呼称を基に具体的に記載する)
3. SDGs債等についての顧客説明時の留意事項
 - ・ 通常の債券等との違い(メリット、デメリット)
 - ・ 顧客の意向(SDGs貢献の意向)に応じた自社サービス・商品の把握
(例えば、前頁で示された証券会社の役割に即した内容が考えられるか。)

(別紙) 顧客向けリーフレット

○ SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ(仮称)

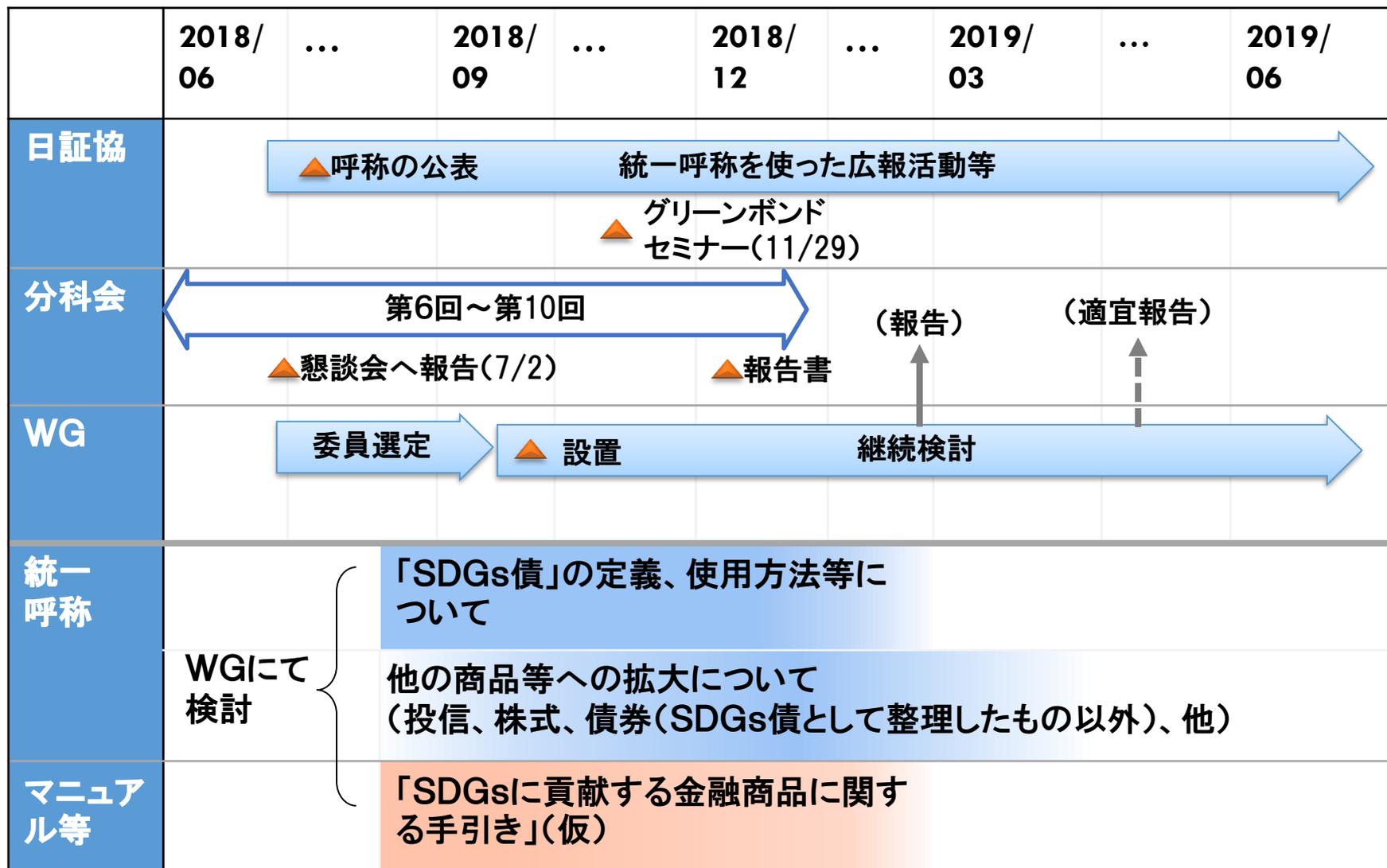
設置目的

- SDGsに貢献する金融商品の普及、推進に係る施策の検討を行う。
- 金融商品の販売等におけるSDGsへの貢献について実務に即した検討を行う。
- SDGsに貢献する金融商品の市場動向についての意見交換や、当該商品の普及に関する政策提言について検討を行う。

メンバー構成案

- 証券会社における有用性を確保するため、実務担当者が参加し、その意見を取り入れられるようにする。
 - ESG、インパクト投資の分野に精通する有識者の参加(オブザーバ含む)が望ましい。
- ①本分科会メンバー会社より実務レベル担当者
 - ②その他会員証券会社の役職員(仮)
 - ③有識者(仮)
 - ④オブザーバー(仮)

3. 今後の進め方について(仮)



【参考】第5回会合資料の一部(抜粋)

【参考】第5回分科会資料

本分科会における検討にあたって

【検討対象】

証券業界において対応可能、特に引受・販売業務に関連して主体的に取り組む余地が大きいものとして、有価証券（特に債券）を中心に検討を進めることとする。

	伝統的	レスポンシブル	サステナブル	テーマ	インパクト	フィランソロピー
Focus	高い財務リターン					
	ESGリスクの低減		ESG機会の追求		高インパクトのソリューション	
	ESG要因の考慮は限定的または無し	資産保全のためにESGリスクを軽減する	資産価値を高めるためESG要素を積極的に採用する	環境・社会的課題への取り組みで、市場平均以上の財務リターンを生み出す	環境・社会的課題への取り組みで、財務リターンと一定のトレードオフが生じる	財務リターンを生まない社会的課題に取り組む
株式		・インテグレーション(ESGリスク) ・ネガティブスクリーニング/排除	・インテグレーション(付加価値) ・ポジティブスクリーニング/ ベスト・イン・クラス ・議決権行使/エンゲージメント			
債券		・ネガティブスクリーニング/排除	・ポジティブスクリーニング/ ベスト・イン・クラス	ESG債≒SRI債≒社会貢献債≒テーマ債(への投資) (グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド)		
投資信託			ESGファンド≒SRIファンド≒社会貢献ファンド≒テーマ型ファンド(への投資)			
その他				クラウドファンディング		
					ソーシャルインパクトボンド	

(Eurosif公表資料の分類(Spectrum of Capital:Focus部分)をもとに日証協にて作成)

○ 各国の状況

	グリーンボンド	ソーシャルボンド	サステナビリティボンド
ICMA	グリーンボンド原則	ソーシャルボンド原則	サステナビリティボンドガイドライン
日本	2017.3:グリーンボンドガイドライン(環境省)		
中国	2015.12:中国金融債券公告 2017.12:緑色債券評価認証行為指引		
ASEAN	2017.11:ASEAN Green Bond Standards		
EU	2019第2四半期まで:EUグリーンボンド基準	(時期未定) EU ソーシャルボンド基準	(時期未定) EUサステナビリティボンド基準
インド	2017.5:Green Bonds Guidelines(インド証券取引委員会)		

※ この他、国際標準化機構(ISO)はグリーンボンドに関する国際規格の制定作業中。

- SDGs達成に資する投資の普及に向けた実務対応の状況について
- ✓ ICMAよりグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドラインが公表されており、環境省よりグリーンボンドガイドラインが公表されている。
→これらは、いずれもある種の調達資金用途指定債券の発行体向け指針と言え、引受・販売業者として実務において参照するような手引き、マニュアルは未整備。
- ✓ また、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドについては、国内での対応が未着手であり、発行体もJICA(国際協力機構)等に限定されている。



SDGsに貢献する金融商品の引受・販売業者向けの手引き、実務マニュアルの整備を検討してはどうか。(案A)



案Aに加え、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドに関する国内ガイドライン(発行体向け指針)の整備を検討してはどうか。(案B)

【メリット】

- ・日本市場の特徴を踏まえた具体的内容を記載することで、発行・販売の実務に役立てる。
- ・証券会社役職員のインパクト関連投資への認識・理解の向上につながる。
- ・ソーシャルボンドについて証券業界内部、市場関係者の認識を統一する(B案)。

【デメリット】

- ・既存の原則(ICMAソーシャルボンド原則)とのダブルスタンダード化が懸念される(B案)
⇒環境省グリーンボンドガイドラインを参考に、ICMA原則との整合性に配慮する必要がある

【参考】第5回分科会資料より抜粋

証券業界としての対応について(案)

○マニュアル、ガイドラインの位置づけ等について(案)

	案A-1	案A-2	案B
位置づけ	引受・販売を行う際の実務マニュアル(申し合わせ)※呼称も含む。 ※ベストプラクティスを目指したプリンシプルであり、証券会社を規制するものではない。	引受・販売を行う証券会社役職員への啓発資料(販売にあたって必要な知識等) ※呼称も含む。	証券業界のみならず、広く市場関係者が統一的に用いる、ソーシャルボンドに関するガイドライン。
内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> ◆引受時に発行体に確認すべき事項(例:発行体の方針/ICMA原則に対する考え方/セカンドオピニオン取得) ◆顧客(投資家)に対して確認・説明することが望ましい事項(例:インパクト投資の意義と特徴、顧客の意向) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆インパクト投資の重要性(例:世界的な課題や日本における対応の現状、証券界としてインパクト投資を促進する意義) ◆顧客(発行体及び投資家)に対して確認・説明することが望ましい事項(例:インパクト投資の意義と特徴、顧客の意向) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ソーシャルボンド等の発行、投資、社会面でのメリット ◆ICMA原則の求める各要素への対応(具体的な事例) ◆ICMA原則を満たすためのチェックリスト 【参考】環境省グリーンボンドガイドライン
検討主体	①本分科会 ②新規会議体	①事務局(本分科会へ報告) ②本分科会 ③新規会議体	他業界を含む様々な参加者から成る会議体
留意事項	【メリット】 ・証券業界の意見を反映した柔軟な策定、改訂が可能。 【デメリット】 ・発行体・投資家に対するPR効果は低い。	【メリット】 ・多くの役職員が目にすることで普及効果が高まる。 ・投資家・発行体向けの啓発にも活用できる可能性。 【デメリット】 ・発行促進へのインパクトは小さいか。	【メリット】 ・発行体・投資家の意見を取り入れることで高いアピール効果が見込める。 【デメリット】 ・証券業界の意見を十分に反映することが困難。